

評議員及び役員等報酬規程

社会福祉法人 伯方福祉会
特別養護老人ホーム はかた寿園

社会福祉法人伯方福社会評議員及び役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人伯方福社会定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条の定めるところにより、評議員及び理事並びに監事の報酬に関する事項を定めるものとする。

(評議員報酬額)

第2条 評議員の報酬総額は、定款第8条に定める額を超えないものとする。

- 2 評議員に対する年間報酬は無報酬とする。
- 3 各評議員に対して、評議員会への出席1回につき5,000円を支給する。ただし、定款第13条第4項において議決された評議員会については支給しない。
- 4 任期の満了前に退任した評議員についての報酬は、退任した会計年度における時期又は評議員会の開催回数を勘案して支給する。
- 5 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員についての報酬は、退任した評議員の報酬を差し引いた額とする。

(理事報酬額)

第3条 理事の報酬総額は、年間250万円を超えないものとする。

- 2 理事に対する年間報酬は無報酬とする。
- 3 前項とは別に、理事長に対し、月額10万円を支給する。ただし、伯方福社会従業者としての給与を得ている場合はこれを支給しない。
- 4 業務執行理事を置く場合は、第2項とは別に1人につき月額10万円を支給する。ただし、伯方福社会従業者としての給与を得ている場合はこれを支給しない。
- 5 各理事に対して、理事会及び評議員会並びに監事監査への出席1回あたり5,000円を支給する。ただし、伯方福社会従業者としての給与を得ている場合はこれを支給しない。
- 6 前項の報酬は、定款第26条第2項において議決された理事会については支給しない。
- 7 任期の満了前に退任した理事についての報酬は、退任した会計年度における時期又は理事会の開催回数を勘案して支給する。
- 8 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事についての報酬は、退任した理事の報酬を差し引いた額とする。

(監事報酬額)

第4条 監事の報酬総額は、年間20万円を超えないものとする。

- 2 監事に対する年間報酬は無報酬とする。

- 3 各監事に対して、理事会及び評議員会並びに監事監査への出席1回あたり5,000円を支給する。ただし、定款第13条第4項及び定款第26条第2項において議決された評議員会並びに理事会については支給しない。
- 4 任期の満了前に退任した監事についての報酬は、退任した会計年度における時期又は評議員会及び理事会の開催回数を勘案して支給する。
- 5 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事についての報酬は、退任した監事の報酬を差し引いた額とする

(報酬の支給)

第5条 報酬の支給は、毎年度最終に行われる評議員会及び理事会開催時とする。

- 2 報酬の支給は、原則現金にて行うこととする。

(個人番号の提示)

第6条 評議員及び理事並びに監事は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)における個人番号を提示することとする。

- 2 提示した個人番号の取扱いについては、別途定める特定個人情報取扱規程により管理することとする。

(規程の変更)

第7条 この規程を変更しようとするときは、評議員会の決議を受けなければならない。

(その他)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は平成19年12月1日から施行し、平成19年4月1日に遡り適用する。

附 則

この規程は平成20年6月1日から施行する。

附 則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成29年6月27日から施行し、平成29年4月1日に遡り適用する。

附 則

この規程は平成30年6月28日から施行し、平成30年4月1日に遡り適用する。